

第9回 草津市協働のまちづくり条例検討委員会 議事概要

日時：平成25年7月9日（火） 10：00～11：00

場所：草津市役所 8階大会議室

1. 開会

議事概要の内容について確認

2. 報告事項

提言書の修正について事務局より報告

○E委員

市民の定義については、やはりまちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体を除くとしたほうが条文的に整理しやすいのではないか。

○事務局

市民の定義については、横並びの条例である市民参加条例と同様のものとしており、草津市に関わる全てのものを包含すると整理した経過がある。条文化する際に法規担当と協議し、条文的におかしいものがあれば、修正させていただく。

○E委員

市民に全てのものが含まれるのであれば、第2章にそれぞれの役割が規定されているが、市民の役割以外のまちづくり協議会、基礎的コミュニティの役割等はいらないのではないか。

○D委員

市民の定義では、市民共通の役割を定めており、その後の規定で個別の役割を定めているものである。

3. 検討委員会のまとめ

<委員長より話題提供>

これまでのまとめと、今後のまちづくりについての所見と伺いますか、お話をさせていただこうかなと思います。

まず、全体構成を御覧いただきたいと思います。前文は、この通りすっきりしているから、これでいいとみなさん思っていると思います。総則的事項における、目的、定義、基本原則。ここもそんなに変わった解釈があるわけではなく、ほぼ全国共通の解釈かなと思っています。定義のところでは、いろいろ議論がありましたが、いくつか整理をして必要不可欠な部分にまとめ直しました。基本原則のところでは、参画協働でよくいわれている基本原則を全国的にも点検したうえで、1番から7番の原則にまとめたという経過が

ありました。その中でも特に相互変革の原則というのが最近すごく出てきていまして、単にお互いに利用しあうだけの関係じゃなくて、自分からも相手から学んで変わっていかないといかんという、これが最近強く言われています。

第2章において市民、基礎的コミュニティ、まちづくり協議会、市民公益活動団体、中間支援組織、市という様に6つの主体を置いたということになっています。これは他市にも事例はありますけれども、この草津の土地柄に適した並べ方をしているのではないかと考えています。それから第3章のまちづくり協議会。ここが今回のひとつの大きな要素かと思いますが、まちづくり協議会そのものは、既に草津でもできてきているわけですが、これをよりしっかりとした公共的団体として位置づけていく、強める方向で書かれております。これは、後ほどちょっと触れなおしますけれども、相当のパワーアップをここで図ろうということですね。それとあわせて市民公益活動団体についても、支援していくという方針をはっきりさせようということです。第6章の市の取り組みでございますが、市のほうも双方に対してバックアップしていきますよと。ですから、まちづくり協議会にも支援します、市民公益活動団体にも支援していきますよ、そして中間支援組織にもてこ入れしていきますよという、そういう政策の方向が示されました。第7章で第三者機関も設置しますということになっておりますが、これは草津市協働のまちづくり推進委員会という名前で、進行管理とまでは言いにくいけれども、どのくらい進んでいるのかと、点検評価、それから助言等もできるということですので、いい意味でのお目付け機関ということでしょうかね。そのようなものも設置されることになりました。

非常にバランスの良い条例案になったかなと私は思っているんですけども、少しこの条例が持っているユニークと申しますか、パワーアップしていく為の所見を申し上げます。まず最近「協働、協働」ということがすごく流行り言葉になっているきらいがありますが、これは流行りでやるものではありません。「協働」という言葉を使う限り「協力」ではないですよ。単なるお互いの手を貸しましょう、協力しましょうという関係ではないのだということ、徹底しないといけないと思うんです。これは英語で言いますと、協力はコラボレーションなんですけど、協働はコラボレーションではないのですね。直田委員もよくご存知ですが、この間ノーベル経済学賞を取ったエリノア・オストロムという経済学者が、非常に有名な経済学者で、コモンズという地域のいわゆる入相財産なんかの研究で有名な人ですけども、このご主人がヴィンセント・オストロムという人で、この方が言い出したことなんです。この方がそもそもコプロダクションという概念を言い出したんです。それが翻訳されて、これは非常に有効な市民と行政との取り組み、市民としての取り組みを示してくれたということで、一気に広がっていったんですね、世界中に。そしてそれが「協働」という言葉が当てはめられた。だから、「共に同じ」ではありません。「協力して働く」です。ですから、コプロダクションというのは正確に言いますと、共同生産なんですよ。一緒になって汗かいて、何らかの新しい公益的公共的価値を生み出しましょうという、労働を伴う取り組みですね。ただ単に口出しします、あるいはちょっと金出してあげます、

というようなものではありません。双方が相手の懐に飛び込んで、一緒になって格闘していくと。目的に向かって。そしてその立場の違いというものをお互い承認しつつ、強みと弱みを交換し合いながら、取り組んでいくというプロセスを意味しているんですね。そういう意味では、今後市民側、あるいは市民団体側も相当な意識の転換が必要になるはずです。それを分かっていたくためにも、行政側にも意識転換が私は必要だと思います。政治もこれによって一定の影響を受ける可能性がある。そのくらいに大変な取り組みになってきますよということを、多くの協働条例を作っている自治体は経験してきています。実際に変わらざるを得なくなってきたんですね。

その視点を申しあげますと、まずいわゆる基礎的コミュニティの団体さんにおかれましては、加入率の低下に悩んでおられます。この加入率の低下を食い止めて、若者女性の参加を促していかない限り、地域の未来はもうないというのは全国的にはっきりしてきました。先週土日と福岡市で私も直田委員も同じ会議なんですけども、コミュニティ政策学会が、第12回大会が開かれて、福岡市および宗像市、北九州市、3市が非常に似通った取り組みをしています。実は3市とも影響しあっているんですね、相互に学びあい。ほとんど全小学校区に住民自治協議会いわゆるまちづくり協議会ですか、編成し終わっている市です。福岡は確か137校区中135自治協が出来て、あとの2小学校区は確か過疎のところじゃなかったかと、福岡市内で。ですから、ほぼ100%です。北九州も100%、宗像も100%です。その中で成功している事例を聞きますと、例外なく中学生とか高校生とかがまちづくり協議会の活動に関して、いきいきとやっていると。清掃活動であるとか、いろんな奉仕活動ですね。学校との取り組みの連携が非常にうまく図られているということと、女性が表にどんどん出ています。そういうひとつの改革の取り組みをしているところは、がんがんと伸びていっていますし、市会加入率も上がってきている。そういう現象を目の当たりにしました。

そして一方ですね、行政側の改革も進んでいます。行政側の方もただ「やってください」ではありません。1校区のまちづくり協議会への担当職員制度がもう発達しておりまして、おもに支所毎に配置されているんですが、福岡なんかはでかいですけれども、1小学校区に1人ではありません。1人の担当職員が3小学校区くらい担当していましたけどね。そういう配置についています。それから、行政窓口の情報の出し方も、まちづくり協議会はまちづくり協議会で別物でしょうと。うちのうちで従来通り連合自治会長とか、区長、会長に流しますというのは全部シャットアウトされています。認定まちづくり協議会が出来ているところは、全ての情報はそのまちづくり協議会を通じてしか流しません。そうしないと混乱が起きます。これは実は昨日も神戸市役所の参画協働推進局長と話していたんですが、神戸市でもいま非常に増えております。神戸もそういうパートナーシップ協定の学校区ができてきているんですが、パートナーシップ協定を結んだところであろうとなんであろうとお構いなしに、また教育委員会であるとか福祉担当部局が行政協力してもらおうための市民団体を作ろうとする。これにストップをかけると言っていました。もういいか

げんにしろと。住民を縦割りで混乱させるということはもうやってはいかんと。そういう意味でこういう認定まちづくり協議会方式をとるということは、行政側も相当の内部整備を、情報システムを整備しないと無責任であるということになりかねません。そういう改革の努力が必要になりますし、地域担当職員制度に踏み込んでいくにしても、それなりのトレーニング、研修がいきます。単なるお世話役ではありません。地域のデータも分かり、保険、福祉、医療、教育、都市計画、環境問題、大概のことに地域の皆さんのご相談、あるいは助言ができるくらいの知識装備、あるいは調整力を与えられなければできません。なんだか使いつわりの仕事ではありませんから、そういう意味で非常に新しい、鍛錬を受けた専門職の適職が育っていく必要がでてきます。そういう意味でこのまちづくり協議会さんは、大変責任の重たい団体になります。ですから憲法でいいますと第89条にいう、公の支配を受ける団体になります。公の支配というのは、役所の支配という意味ではありません。公共的に市民的コントロールの下に入るということですから、任意団体ではもうないわけです。ですから全ての市民を対象として意識せねばなりませんし、当該校区の住民は誰でもそこに発言ができることにもなりますし、事業内容及び予算、決算、財務全て公開の義務が発生します。このことは口を酸っぱくして私は申し上げておきます。だから認定まちづくり協議会になる必要があるということですね。

その福岡あるいは北九州の優れた校区まちづくり協議会の視察にも行ってきましたが、そこでひとつ気付いたのは、人口の減っている町、あるいは新興住宅団地、その双方共にまちづくり協議会の活動が盛んになってきている。ものすごい若い新興住宅団地、それと逆に山側の過疎のところと双方が活性化しているんですね。活力のないのはどちらかといいますとあまり変化がなく、人口減少もなく、あるいは増加もない。従来通りやっていたらまあ大丈夫でしょうと。どちらかといえば保守的従来型でやっていけるという、そういう安定的なところに活力の低下が逆にみられる。つまり変化、あるいは風を感じることはない。だから余計に弱い。皮肉な現象だと思いました。特に過疎とか弱っているところは、もうもはや自立して経営していけるための収益を上げるための事業に、大変研究と実行のエネルギーを振り向けています。実は昨日私は、糸島市というところに行きました。福岡の郊外の。その山間部に行ったら落差30mの小さな河川を利用して小水力発電をする。投資額大体4千万円くらいで、そして、それを売電していくことによって、半永久的にそのコミュニティの収入を確保していくという、そういうチャレンジにも入りつつあります。その他にも太陽光発電、電気の話ばかりですけれども、子孫に財産を残すくらいに金貯めたい、という様な話も聞きましたし、そういうところにきているなあと思いますね。ですからこれからまちづくり協議会さんは、安定的に経営していけるための財政体質みたいなものを確立されていくためのいろんな研究が必要になってくると思います。ということは、従来の名望家型のリーダーの力だけではやっていけない。どちらかといいますと、新規に事業開拓していった新たな業務をおこしていくというぐらいの体制が必要なまちづくり協議会になっていくんじゃないかなと。そういう点で、いわゆる調節型事務局も必要に

なって、経営者型の理事会も必要になってくるだろうという風に思います。

政治に関する波及効果も、実はじわっと発生するのではないかなと思います。いわゆる地方政治、あるいは自治体における政治といいましょうか。これは従来からコミュニティ型の基盤に立脚した政治と、それからもうひとつは市民課題に対し非常に意識を持って政策的に、専門的に対処していこうと考えられる政策提案、あるいは政策市民型の政治とふたつあるんですけども、これも現実には草津ではそのふたつを代表する団体が並立して存在しているんですね。その個別課題型、あるいは特別な今回市民課題を解決していこうというそういう活動が実はNPOで、これはアソシエーション型市民集団と思っています。その一方で地縁型、これはコミュニティ型。現実はその二通りの市民のニーズ、デマンドを吸い上げて議会に反映していける政治が共に存在するわけですね。そのうちコミュニティ型は、地域まちづくり協議会はかなりしっかりしてきますから、従来とは違い、より専門性の高い、あるいは政策的な緊迫度とか、密度の高い政策課題が議会で議論される時代になるのではないかという気がします。つまり今までの、ここの町にあるかどうか知りませんが、多くの町にあった「ご注文承り型」等、そういう議員活動が相対的になくなってくる。それ全部まちづくり協議会で片付いてしまうという、そういう時代になってくるんじゃないかなと思います。

で、まあ話を長々とやりましたが、もうひとつ行政側の改善すべき課題かなと思いますのは、これも昨日神戸市の局長と話しておったんですが、前から同志社大学の先生が随分と警告しておられたんですけど、小学校区単位のまちづくり協議会を作れ作れと言っという、神戸市の持っている統計データが全然小学校区単位のメッシュに落とし込めない。地域の人達が、私たちの町の実態はどうなっているんだと。人口構成だとか、あるいは産業構造だとか、交通事故件数だとかいったときに出ないんですね。例えば区でいったら大体東部、中部、西部という様なそんな切り方で、そのメッシュの切り方も行政の都合によって長年作られてきたエリアリングなので、小学校区単位になっていないのが大半なんです。これをやってほしいと何遍も言い続けてもう3年経つんですけど、いよいよ議会で質問が出されて。なぜならないのだと。小学校区単位の統計データ処理をするべく統計の改善改革をするという予算が計上される様になります。ということは、草津も近いかな遠いかな知りませんが、そういう改善をしていかなければならない時期がくるのではないかなと思います。

つまり私が言いたいのは何かといいますと、市民にばかり汗をかかせるのではないこの政策は。NPOにばかり汗をかかせるのではない。そしてそれは反面、草津市当局も相当汗をかくという覚悟の上での条例だと思いますので、そういう意味で市民行政協働のまちづくりというのが実体化していく為に、必要な仕組みを書いた条例ではないかと思います。

ということで私からの所見は終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

4. 閉会